

## 保安検査等の対外対応の心得

保安検査等の対外対応に当たる社員一人ひとりは、社会の信頼に応えるため、以下の心得を十分に認識し行動する。

### 【基本認識】

1. 当社は、原子燃料サイクル事業を営む者として、青森県、六ヶ所村の地元をはじめ、社会に対して説明責任を負っていることを強く認識する。
2. 説明責任を果たすために、自分自身の設備を熟知し、問題点を認識した上で、常に安全性の向上へ向けた改善を行い、これらを分かり易く社会にタイムリーに発信する。

### 【保安検査への対応】

#### (当社の姿勢)

1. “「検査官の目線」＝「当社が原子力事業者として、施設の運転・維持管理を実施するに値する事業者か」”ということを強く認識し、真摯な姿勢で検査に臨む。
2. 保安検査官等の社外からの指摘事項は、原子力安全（品質保証を含む）の問題であると強く認識し、安全最優先を確実に実践する。

#### (保安検査前)

3. 保安検査に対応する者は、保安規定の内容および説明内容を事前に整理する。
4. 保安検査にあたっては、事前に記録・エビデンスおよび現場確認を確実に実施し、状況を正確に把握する。

#### (保安検査時)

5. 保安検査では、事実を正確に伝える。
6. 保安検査では、出来ていること、出来ていないことおよび出来ていないことの今後の対応について、整理して伝える。（言い訳から入らない。）
7. 保安検査での検査官の質問の主旨を理解できない場合は、必ず確認する。
8. 回答できることは、憶測・推測で回答せず、一旦持ち帰り、迅速に回答する。

#### (保安検査終了後)

9. 保安検査における指摘事項に対しては、迅速に回答し、確実に実施する。

社 達 第26号  
2017年9月29日

## 「保安検査等の対外対応の心得」について

当社は、2017年度第2回保安検査において、「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機B補機室への雨水浸入事象」および「日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 内部被ばく事故に対する水平展開不足」の指摘を受けました。また、同時期に「ウラン濃縮工場 分析室天井裏のダクト損傷事象」について指摘を受けました。当社はこれらに対して、事業者対応方針を原子力規制庁へ提出し公表しました。今後、全社を挙げて改善に取り組んでまいります。

これらの問題が明らかになる過程において当社の保安検査および原子力規制庁への対応に不十分な点があり、「事実を正確に把握し、説明できないこと」を問題点として上げています。

説明責任を果たすことは、社会への信頼に応えることであり、原子燃料サイクル事業を営む当社にとって基本であることから、本心得（別紙）は、社員の皆さんに実践をお願いしたいこととして策定しました。

心得は、保安検査へ対応する者だけではなく、対外対応に当たる者への共通課題でもあります。社員の皆さん一人ひとりが、この心得を十分に認識し、行動して頂きたいと思います。

以上